

経営者保証に関するガイドライン

昨年12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の適用が2月1日から開始されました。

ガイドラインの概要

経営者保証に関するガイドラインは、経営者の個人保証について以下のように定めています。

- ①法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の**個人保証を求めないこと**
- ②多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に**一定の生活費等**（従来の自由財産99万円に加え、一定期間の生計費に相当する現預金）を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること
- ③保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は**原則として免除すること**

これらを定めることで、経営者保証の弊害を解消し、経営者による思いきった事業展開や、早期事業再生等を応援するものです。

上記②,③については、第三者保証人についても、経営者本人と同様の取扱いとなります。

ガイドラインの主たる対象は、中小企業・小規模事業者ですが、**個人事業主についても対象**に含まれます。

また、「経営者」とは、中小企業の代表者をいいますが、以下のような方も含まれます。

- ・実質的な経営権を有している者
- ・営業許可名義人
- ・経営者と共に事業に従事する当該経営者の配偶者
- ・経営者の健康上の理由のため保証人となる事業承継予定者

日本政策金融公庫による特例制度

日本政策金融公庫は、中小企業向けの経営者の個人保証を免除・猶予する特例制度について、積極的に対応します。

制度利用時の加算利率：上乗せ無し～0.4%（免除制度）
上乗せ無し～0.1%（猶予制度）

また、小規模事業者向けに個人保証を免除する特例制度も創設されており、2月1日以降、相談受付を開始しています。

制度利用時の加算利率：一律0.3%上乗せ（免除制度）

相談するには・・・

中小機構・地域本部等では、中小企業・小規模事業者の経営者保証に関するご相談を受け付けています。

また、最寄りの商工会・商工会議所・認定支援機関等でも、経営者保証に関するお問い合わせ・窓口相談に随時応じております。

当事務所には、**経営革新等支援機関の認定を受けた弁護士が2名所属**しておりますので、以下のような方は是非ご相談にお越し下さい。

- ・経営者保証を提供せずに資金調達を希望する方
- ・中小企業の経営者の方で、会社の事業再生や事業清算に伴って、個人保証債務の整理についてお悩みの方



実地税務調査件数の減少について

平成 24 事務年度の実地税務調査件数が、前事務年度と比べて減少しました。

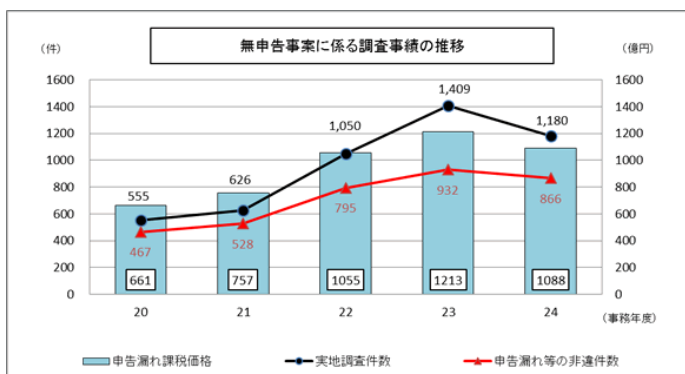
はじめに

平成 24 事務年度の実地税務調査件数は、前事務年度と比べ、法人税と所得税で 3 割弱、相続税でも 1 割強減少しました。ここでは、実地調査件数減少の背景と税務行政の転換について説明します。

概要

前述の通り、平成 24 事務年度の実地税務調査件数は、前事務年度と比べて、法人税と所得税で 3 割弱・相続税でも 1 割強減少しました。

国税通則法の改正により事務量が増加、税務調査 1 件当たり要する日数が増えたことが主な要因であると考えられます。



(無申告事案に係る調査実績図 国税庁ホームページより抜粋)

こうした状況を踏まえて、国税庁では、「実地調査以外の多様な手法を用いて、幅広い納税者に自発的な適正申告を促す取組」を充実させる方針を打ち出しています。

例えば、納税者に文書を送付して、申告書の見直しを促す取り組みもその 1 つです。こうした書面照会は既に所得税の調査現場では簡易な接触として行われてきましたが、相続税・贈与税調査でも同様の取組がはじめられています。

相続税・贈与税の書面照会

相続税及び贈与税の書面照会は、平成 25 年 1 月から全署でスタートしました。平成 27 年 1 月 1 日以後の相続から相続税の基礎控除が引き下げられ、課税対象者が増加することを見越した対応です。

相続税・贈与税の書面照会の具体例

具体的には「申告書の内容に誤りがあるのではないか」と税務署が判断した場合に、納税者に対して「**相続税又は贈与税の申告書の見直しについて**」と題する文書が送付されます。

文書には、「見直しをお願いしたい項目」や見直しの「期限」などが記載されており、見直した結果、申告書の内容に変更すべき点があれば必要な手続きを行い、**変更すべき点がない場合でもその旨を連絡する必要があります**。

書面照会による罰則

この書面照会は「行政指導」として行われるものであり、納税者が従わなかったとしても罰則はありません。また、この行政指導に基づいて修正申告を行っても過少申告加算税は課されません。

ただし、記載された期限内に見直しを行わないなどで、実地調査の必要があると税務署が認めた場合は、**実地調査に移行することもあり、この場合には過少申告加算税や無申告加算税が課されることがあります**ので注意が必要です。



居住用財産を譲渡した場合の課税関係について

土地や建物を売却した場合や居住用財産を譲渡した場合の取り扱いについて解説します。

はじめに

アベノミクスの影響により上昇したマンションなどの居住用財産を売却した方もいらっしゃるのではないのでしょうか。居住用財産を譲渡した場合の取り扱いについて解説します。

土地や建物を売却した場合の概要

通常、土地や建物を売却して利益が生じた場合には譲渡所得として、給与所得や不動産所得などとは別に課税が行われます。

その際、その資産の所有期間が10年を超えるかどうかによって短期譲渡所得と長期譲渡所得に区分され、短期譲渡所得の場合には所得税30%・住民税9%の税率により課税されます（平成25年から平成49年までは復興特別所得税も課税されます。以下同じ）。

長期譲渡所得の場合には所得税15%・住民税5%の税率により課税されます。

居住用不動産を譲渡した場合の特例

土地や建物を譲渡した場合の原則的な取り扱いは前項で記述した通りです。ただし、土地や建物であっても居住用に狂している土地や建物の譲渡については、いくつかの特例が設けられており通常の譲渡の場合よりも優遇されます。

【特例1】3,000万円特別控除

この特例はその名の通り、譲渡益から3,000万円を控除することができるものです。この規定を適用することによって、譲渡益が3,000万円以下の場合には、課税が行われません。



【特例2】定率分離課税

この特例は、譲渡した居住用財産の所有期間が10年を超える場合にのみ適用されます。

譲渡益のうち6,000万円以下の部分については所得税10%・住民税4%という通常よりも低い税率を適用することができるものです。また、この「定率分離課税」は「3,000万円特別控除」との併用が認められます。

例えば、所有期間が10年を超える居住用財産を譲渡し1億円の利益が発生した場合、まずは「3,000万円特別控除」の適用によって課税所得が7,000万円となります。さらに「定率分離課税」の適用によって、7,000万のうち6,000万円については軽減税率により課税が行われることとなります。

【特例3】買換特例

この特例は、居住用財産を譲渡し別の居住用財産を取得した場合に適用され、居住用財産を譲渡して発生した譲渡所得を将来に繰り延べる特例です。

ただし、「3,000万円特別控除」や「定率分離課税」よりも要件が厳しく定められております。また、「3,000万円特別控除」や「定率分離課税」との併用はできないため、注意が必要です。

今回は譲渡益が発生した場合の取り扱いについて解説しましたが、損失が出た場合の特例などもあります。

確定申告がまだの方はお急ぎください！

キャリアアップ助成金の活用事例

キャリアアップ助成金は、契約社員・パートタイマーなどの非正規雇用者（既存の従業員または新たに雇い入れる人でも可）の雇用安定化などに対する取り組みに応じて6つのコースに分けられており、それぞれ助成金額が定められています。

【コースの例】

- ① **正規雇用等転換コース**
正社員転換コースなどを制度化し、対象者が出た場合 **15万円～40万円**
- ② **人材育成コース**
有期契約労働者などにOJTやOFF-JTを実施した場合 **研修費用・研修中賃金の一部が助成**
- ③ **処遇改善コース**
有期契約労働者などの賃金テーブルを3%以上増額した場合に1人当たり **0.75万円～1万円助成、他**
- ④ **健康管理コース**
有期契約労働者などに健康診断制度を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に **30万円～40万円助成**

雇用初期段階で技術教育が必要な業種【活用事例1】

6ヶ月契約社員として入社した労働者に対して外部のOff-JT（20時間・20万円）を計画的に実施して、会社の基準を満たす人を正社員に転換した場合、1人あたり**合計616,000円**が助成されます。

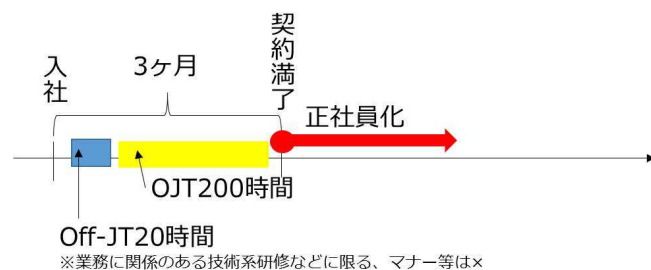
※雇用初期段階で技術教育が必要な業種とはプログラミングなどITサービス、ネイル・整体・美容師などの施術サービス、建設・製造などの工業系サービスなど。

非正規雇用の労働者に対する研修教育や正社員化に対して支給されるキャリアアップ助成金の活用事例についてご紹介します。



雇用初期段階で技術教育が必要な業種【活用事例2】

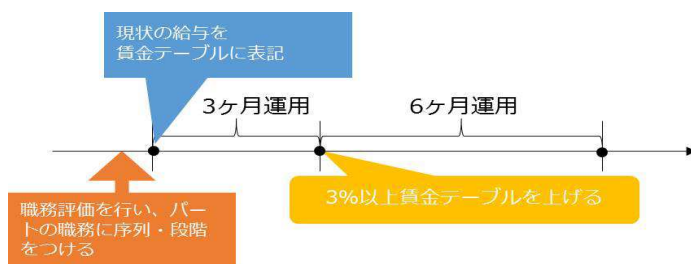
3ヶ月契約社員として入社した労働者に対してOff-JT（20時間20万円）とOJT（200時間）を組み合わせた「**有期実習型訓練**」を計画的に実施し、会社の基準を満たす人を正社員に転換した場合、1人当たり**合計756,000円**が助成されます。



正社員との時給格差がありパートタイマーの賃金を上げたい場合の活用例

例えばパートが30人いる会社で、パートの仕事について分析し「職務評価（業務内容や責任程度の評価）」を行い、職務評価によってパートを評価し、かつ全員の時給を3%以上上げた場合、**合計40万円**が助成されます。

※従業員50名（正社員20名・パート30名）の場合



～当事務所へのお問い合わせについて～

『PLUS ALPHA NEWS』では、最新の法令等の情報をお知らせするだけでなく、当事務所を少しでも身近に感じていただけるコミュニケーションツールとしても活用していきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

事務取扱い

〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町1-4-3 朝日生命所沢ビル8階

弁護士法人アルファ総合法律事務所

TEL 04-2923-0971

HPは [アルファ総合法律事務所](#) で検索！